



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

あけましておめでとうございます。2023年の幕開けです。本年も宜しく願い申し上げます。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



事前手続きが不要！いつでもできるスマホアプリ納付

令和4年12月1日から、スマホアプリで国税の納付が可能となりました。
国税の納付手段を確認しつつ、スマホアプリ納付の概要をご案内します。

国税の納付◆

国税は、申告した納税額をその申告に係る納付期限までに**自ら納付**しなければなりません。下表Aの中から**自ら選択して納付**を行います。

納付手段別の利用割合◆

納付手段別の令和3年度分の利用割合が、令和4年8月に国税庁から公表されています。これによると、下表Bのとおりです。キャッシュレス納付割合は、32.2%でした。

【A. 国税の納付手段・納付方法・納付手段に必要なものの一覧】

納付手段		納付方法	納付手段に必要なもの
窓口納付 金融機関や税務署の窓口		金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法	納付書（金融機関の窓口で納付する場合）
コンビニ納付（QRコード）		コンビニエンスストアの窓口で納付する方法	コンビニ納付用QRコード
コンビニ納付（バーコード）			バーコード付納付書
振替納税		預貯金口座からの振替により納付する方法	振替依頼書の提出
クレジットカード納付		「国税クレジットカードお支払サイト」を運営する納付受託者（民間業者）に納付を委託する方法	クレジットカード 決済手数料
スマホアプリ納付		「国税スマートフォン決済専用サイト」を運営する納付受託者（民間業者）に納付を委託する方法	スマートフォン
電子納税	ダイレクト納付	e-Taxによる操作で預貯金口座からの振替により納付する方法	e-Taxの開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出
	インターネットバンキング等	インターネットバンキング等から納付する方法	e-Taxの開始届出書の提出 インターネットバンキング又は モバイルバンキングの契約

出典：国税庁HP「[手続名] 国税の納付手段（納期限・振替日・納付方法）」一部編集

【B. 国税の納付手段別利用割合（令和3年度）】

納付手段			利用割合	納付手段			利用割合	
キャッシュレス納付以外	窓口納付	金融機関	60.5%	キャッシュレス納付	振替納税		12.6%	
		税務署	2.1%		クレジットカード納付		1.5%	
	コンビニ納付（QRコード）		1.5%		電子納税	ダイレクト納付		5.5%
	コンビニ納付（バーコード）		3.6%			インターネットバンキング		12.6%

出典：国税庁HP「令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について 令和3年度分（令和4年8月）」一部編集
「QRコード」は、(株)デンソーウェブの登録商標です。

お仕事カレンダー

1月10日（火）	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付期限（12月分）
1月20日（金）	源泉所得税の納期限の特例納付期限（前年7月～12月分）
1月31日（火）	11月決算法人の申告・納税、5月決算法人の予定納税 （前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下） 2月・5月・8月決算法人の消費税予定納税 （直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下） 税務署へ法定調書の提出（1月31日期限） 市区町村への給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産に関する申告



◆ スマホアプリ納付◆

国税の納付手続のうち、スマホアプリ納付は令和4年12月1日からスタートした、新しい納付手段です。

(1) 利用できるスマホアプリ

利用できるスマホアプリは、次の6つとなっています。

PayPay
d払い
au PAY
LINE Pay
メルペイ
Amazon Pay



(2) 特徴

主な特徴は、次のとおりです。

一度の納付での利用上限金額は30万円
 利用するアプリの設定上限により利用可能額が制限される場合あり
 決済手数料不要
 事前の手続不要
 領収証書は発行されない

利用上限額は、コンビニ納付と同様の30万円です。クレジットカード納付とは異なり、決済手数料が不要な点が特徴の1つといえます。また、電子納税のような事前の手続が不要な点は利便性があるといえるでしょう。

(3) 手続の流れ

手続の流れは、次のとおりです。

国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

e-Taxを利用して申告した場合
 メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス

国税庁サイトからアクセスする場合
 「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている
 「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス

納付手続

① 決済専用サイトトップ

注意事項を確認し、「次へ」をタップ

② 支払方法の選択

利用するPay払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップ

③ 納付情報(氏名等)の入力

画面に従い氏名等を入力し、「次へ」をタップ

④ 納付情報(税額等)の入力

画面に従い税額等を入力し、「次へ」をタップ

⑤ 入力内容の確認、納付

入力した内容を確認し、「納付」をタップ
 選択したPay払い(〇〇ペイ)が起動

⑥ 完了

選択したPay払い(〇〇ペイ)にて支払(決済)後、「納付手続の完了」画面が表示されたら、手続は完了

一定の場合には納付情報が引き継がれるため入力不要

参考：国税庁HP「[手続名]スマホアプリ納付の手続 リーフレット」一部編集

財務省は令和7年度までにキャッシュレス納付割合を40%とする目標を掲げています。スマホアプリ納付が追加されたことで、目標達成に近づくことはできるでしょうか。

参考：国税庁HP

「[手続名] 国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)」<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>

「[手続名] スマホアプリ納付の手続」https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm

「令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について」https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_202208nriyozkyo.htm

お 仕 事 備 忘 録



1. 還付申告(所得税の確定申告)の受付開始...所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。
2. 固定資産税の償却資産に関する申告...2023年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。
3. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付...2023年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2023年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれ有無の確認をしましょう。また、2022年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。
4. 各種法定調書の提出...毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書などを確認の上、提出しましょう。